

鈴子沢浄水場流入電動弁更新工事

特記仕様書

令和8年度

宮古市上下水道部

目 次

第1章	総 則	
1.	適用範囲	1
2.	工程及び施工場所	1
3.	関連法規及び規格	1
4.	疑義の解釈	1
5.	書類の提出	1
6.	承諾図書	2
7.	完成図書	3
8.	工事施工	3
9.	検 査	3
10.	請負者の負担	4
11.	保証期間	4
12.	製造業者	4
13.	施工上の注意点	4
第2章	一般仕様	
第1節	共通事項	5
第2節	機械設備一般仕様	5
第3節	工事一般仕様	6
第3章	特記仕様	
第1節	機械設備	7

第1章 総 則

1. 適用範囲

この特記仕様書（以下「仕様書」という）は、宮古市上下水道部（以下「甲」という）において令和8年度に施工する「鈴子沢浄水場流入電動弁更新工事」に適用する。この仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によるものとする。

2. 工程及び施工場所

本工事の工期は契約日の翌日から203日間（連休等含む）とし、施工箇所は宮古市田老新田平地内とする。

3. 関連法規及び規格

この工事において準拠すべく基準及び規格は次の通りとする。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 水道維持管理指針（日本水道協会）
- (3) 電気事業法
- (4) 電気工事士法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 計量法
- (8) 電気設備の技術基準（経済産業省令）
- (9) 日本産業規格（JIS規格）
- (10) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC規格）
- (11) 日本電機工業会標準規格（JEM規格）
- (12) 内線規定（日本電気技術規格委員会）
- (13) その他関係法令、条例、規則

4. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書において疑義を生じた場合の解釈及び本工事の細目については、工事を担当する甲の監督職員（以下「監督員」という）の指示に従わなければならない。

5. 書類の提出

請負者（以下「乙」という）は、この工事の施工に伴い、次の書類を甲に提出しなければならない。なお、提出部数は監督員の指示に依るものとする。

(1) 着工時

工事着工届

工事工程表（工事策定表添付）

現場代理人及び主任技術者通知書（経歴書、資格証写し添付）

下請調書（施工体制台帳、下請契約書等の写し添付）

(2) 工事中

施工計画書	2部
実施工程表	2部
製造業者リスト(機器・材料)	2部
主要機器承諾願	2部
主要材料承諾願	2部
施工図の承諾願	必要な箇所(2部)
工事打合せ議事録	その都度(2部)
材料検査立会願	その都度(2部)
工事施工立会願	その都度(2部)
工場検査要領書	該当機器(2部)
履行報告書	1ヶ月毎(2部)
工事事故報告書	その都度(指示する期日までに2部)

(3) 完成時

工事完成届	工事完成日(着工前、完成写真添付)
完成図書	2部
工事写真	2部
試験成績表	2部
各種データ	1式(CD-R)
引渡書	竣工検査完了日

(4) その他、監督員が必要と認め指示するもの

(a) 健康診断

工事従事者について、水道法第21条に基づく健康診断を行い、その結果をすみやかに報告すること。また、有効期間はおおむね1年間とする。検査項目は、赤痢、パラチフス、腸チフス、サルモネラ症、病原大腸菌感染症(0-157・0-26・0-111)とする。

6. 承諾図書

5.(2)に掲げる承諾図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 機器製作図の承諾願に関するもの

(a) 機械設備機器

機器製作仕様書、外形図、構造図、性能特性データ表

(b) 共通事項

付属品及び予備品一覧表

その他、監督員が指示するもの

(2) 施工図の承諾願に関するもの（必要な場合のみ）

機器配置平面図及び断面図又は側面図、機器据付、配管詳細図、
その他、監督員が指示するもの

7. 完成図書

5. (3) に掲げる完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 完成図書

工事概要書、竣工図、機器完成図、機器取扱説明書、試験成績表、現地
試験成績表、保証書、アフターサービス連絡表その他、監督員が指示するもの

8. 工事施工

(1) 乙は、監督員と設計、施工について打ち合わせのうえ、据付等施工に関して、
水道施設耐震工法指針・解説および建築設備耐震設計・施工指針に準拠した施
工方法を行わなければならない。なお、機器等に関しては転倒しないよう堅固
に据付けるものとし、施工方法を示した図書等の写しを提出すること。

(2) 乙は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連
工事、その他について綿密な調査を行い施工計画を策定すること。

(3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

(4) 乙は、工事の施工にあたって付近の居住者に迷惑のかからぬよう、公害の防止
に努めなければならない。

(5) 既設構造物を汚染もしくはこれらに損傷を与えた時は、乙の責任において復旧
しなければならない。

(6) 工事の完了時、乙は速やかに不要材料及び仮設物を処分もしくは撤去し、清掃
処理しなければならない。

9. 検 査

検査は、次の各項目について行うものとする。

なお、これに要する費用は、乙の負担とする。工場立会検査は、原則として乙が責
任を持って行うこと。

(1) 工場立会検査

この工事に使用する機器のうち、監督員が必要と認めるものについては、製作完
了時当該工場において乙の立会検査を行う。（汎用外、受注製作品）

なお、検査の有無にかかわらず監督員の指示する主要機器、材料については、
全ての社内試験成績表を提出するものとする。

(2) 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督員が必要と認め
るものについては、甲の検査を行うものとする。

(3) 竣工検査

工事完了にあたっては、甲の規定に基づき竣工検査を行うものとする。

10. 請負者の負担

次の事項に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書に示されていない事項であっても、工事施工上当然必要と認められるもの。
- (2) 現場の収まりおよび取り合いによる、機器または材料の取付位置、取付方法等の軽微な変更。
- (3) 各種の試験、検査および施工管理に要する費用。

11. 保証期間

この工事の保証期間は、総合試運転期間終了後1ヶ年を保証期間とする。

保証期間中に乙の責任と見なされる原因によって故障等の不具合が生じた場合、乙は、その責任と負担により、補修、取替え、その他必要な処置を施すものとする。

12. 製造業者

この工事で使用する機器及び材料について乙は、事前に甲へ製造業者リストを提出し、甲の承諾を受けた後に当該製品を使用するものとする。

13. 施工上の注意点

- (1) 受注者は水道施設という認識を持ち、材料及び工具の整理整頓に努めること。
- (2) 材料及び工具は十分に油抜き洗浄し、油類の管理を徹底すること。
- (3) 作業するときは服装を整え、施設に入る際は必ず長靴等を洗浄すること。
- (4) 完全週休2日（土日）適用工事とする。（工事着手前に発注者と協議すること。）
- (5) 所定の場所以外は禁煙とする。

第2章 一般仕様

第1節 共通事項

1. 規則

本工事に使用する機器は、JIS, JEC, JEMの各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

2. 電圧および始動方法

電圧および始動方法は、設計図書および特記仕様書に示す通りとする。

3. 単位

単位はすべてS I単位によるものとする。

4. 付属品

各機器の付属品は、特記仕様書に記載されているものを納入するほか、請負者に於いて設備の運転上必要と認められるものは付属すること。

また、特記仕様書に記載されていない部品等にあっても1年以内に消耗すると思われるものについては1ヶ年分を供給しなければならない。

5. 周波数

本地域は50Hz地域につき、定格周波数は50Hzとする。

6. 荷造りおよび輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。また、予備品は長期保存に適するよう必要な部分には錆止めを施しビニルにて包装または荷造りをして、外部には内容品名、数量を明記し、必要な場合には転倒防止の処置を施し、保管上の注意事項を付記するものとする。

輸送途中における機器・材料および一般公共物等に与えた損害は、一切乙の責任にて処理すること。

7. 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数にわたる場合には、各製作者は互いに密接な連絡を取り合い全体として完全な機能を発揮できるものを納入するものとする。

納入機器の製作に時間を要する場合は、製作過程や工場ラインの写真を履行報告書に添付すること。

第2節 機械設備一般仕様

1. 構造は耐久力があり保守、点検、調整および修理等が容易に行えるよう配置し必要個所には点検窓、合わせマーク等をつけること。

2. 潤滑する部分は回転数、負荷に応じた形式とし、耐久性に優れ、且つ潤滑油等の補給交換が容易に行える構造とする。

3. 駆動装置から発生する騒音は、本設備を設ける地域の騒音規制に適合するようにするものとする。

第3節 工事一般仕様

1. 概要

本工事は、製作する機器の搬入、据付、配管の各工事を行い、更に単体調整および総合試運転までを含むものとする。

また、本工事の施工に当たっては設計図書並びに本仕様書に基づき監督員と十分に打合せのうえ、あらかじめ承認を受けた図面により関係法令および規格に準拠して施工するものとする。

2. 一般仕様

(1) 機器据付工事

(ア) 機械設備の据付

(a) 電動弁等の据付

- (i) 輸送による損傷等が無いか確認のうえ、梱包材（木枠）を解体する。また絶縁抵抗測定及びコイルバランス測定にて確認を行うものとする。
- (ii) フランジ部のボルトナットは、パッキンの取付けに注意して、規定のトルクにて均等に締付けること。
- (iii) フランジ部のボルトナットは新品としステンレス製とする。
- (iv) 電動弁等の設置に際しては、周囲並びに作業員を十分確認して行うこと。

(b) その他

- (i) 機器の取付に際し、構造物に穴あけ及びはつりを行なう場合は監督員の指示を受けたあと施工し、速やかに補修すること。

(イ) 電気設備の据付

(a) 据付の位置・方法は図面および仕様書によるが、次の事項に留意して機器の機能が充分発揮できるように据付するものとする。

- (i) 既存ケーブル及びアース線を損傷しないよう注意して、配線替をすること。
(ケーブル外装の保護)
- (ii) ケーブル配線替えに際しては、既存の流入電動弁配線を流用し新設流入電動弁へ接続すること。
- (iii) ケーブル接続後、動力制御盤側から絶縁抵抗測定を行い、異常が無いことを確認してから、試運転確認を行うこと。

第3章 特記仕様

第1節 機械設備

1. 概要

本設備は、経年劣化により絶縁不良傾向にある流入電動弁を新品へ更新するものである。また、流入電動弁室及び薬品注入設備配管の取替えを併せて行うものである。
(既存流入電動弁 2001年4月設置後 25年経過)

2. 設備機器

- | | |
|---|----|
| (1) 流入電動弁 (3φ3W 200V 0.04kW 10k 100A ウェハー式) | 1台 |
| (2) 流入電動弁室配管 (150A 7.5kF) | 1式 |
| (3) 薬品注入設備配管 (100A-150A 10kF) | 1式 |

3. 工事範囲

- 流入電動弁取替 (機器の設計製作及び据付)
(電動弁室ボックス内、ケーブル離線再接続を含む)
(撤去バタフライ弁 前澤工業製 105kg)
- 流入電動弁室配管等取替
(流入電動弁室配管: 2F短管 150A 7.5kF L=280 NC製)
- 薬品注入設備配管
(薬品注入設備配管: 2F直管 100A JIS10kF L=1500 NC製)
(薬品注入設備配管: 2F短管 100A JIS10kF L=365 NC製)
(薬品注入設備配管: マフランジ 100A JIS10kF 鋼管用)
(薬品注入設備配管再利用: 1F短管 100A(20Aソケット2個付) JIS10kF L=430 NC製)
(薬品注入設備配管再利用: 2F片落管 150A-100A JIS10kF L=150)
(薬品注入設備配管再利用: ラインミキサー 100A JIS10kF L=950)
(薬品注入設備配管撤去: 2F直管 150A JIS10kF L=1920)
(薬品注入設備配管撤去: マフランジ 100A JIS10kF)
- 試運転確認
(現地試験項目に基づき試運転データ記録及び現地試験成績書作成)
- その他上記に伴う諸工事

4. 機器仕様

- 流入電動弁
 - 数量 1台
 - 形式 電動フランジレスバタフライ弁
 - 接続口径 100A
 - 面間寸法 55mm
 - 最大圧力 1.0MPa
 - 最大流速 6.0m/s
 - 電動操作機 3φ200V、50Hz、0.04kW
 - 制御回路 1φ100V、50Hz
 - 付属品 標準付属品、試験成績書、ヒーター付
- 流入電動弁配管材
 - 数量 1式
 - 形式 2F短管 (150A 7.5kF 280L NC製) 1本
 - 口径 150A
 - 材質 FCD
 - フランジ 7.5kF
 - その他 打合せによる

(3) 薬品注入設備配管材

(ア) 数量	1 式				
(イ) 形式	2F直管 (100A JIS10kF 1500L NC製)				1本
	2F短管 (100A JIS10kF 365L NC製)				1本
	カフランジ (100A JIS10kF)				1本
(ウ) 口径	100A				
(エ) 材質	FCD				
(オ) フランジ	JIS10kF				
(カ) その他	打合せによる				

5. 試運転確認

(1) 現地試験項目

(ア) 絶縁測定	絶縁抵抗 各相-対地間	500Vメガー	100M Ω
(イ) 抵抗測定	コイルバランス	U-X相、V-Y相、W-Z相	
(ウ) 電流測定	全開～締切		
(エ) 開閉時間	全開～締切		
(オ) 切替動作	手動～自動		
(カ) 流量測定	全開～締切		
(キ) その他	打合せによる		

施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 内 容
工 程 関 係	<p>工程を十分検討し、施工計画書を提出すること。 施工に先立ち現地調査並びに監督員と打合せを行うこと。 機器等の納入仕様書を2部提出し、監督員の承諾を得てから手配すること。 機器等の工場製作期間に留意し、工程管理を徹底すること。 配水池水位により作業時間が制限されるので、工程管理に十分留意すること。</p>
現 場 代 理 人 主 任 技 術 者 監 理 技 術 者 の 兼 務	<p>別紙「主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書」、「現場代理人の兼務に関する取扱い」を参照のこと。</p>
公 害 対 策 関 係	<p>水質に影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。 工事従事者の水道法第21条に基づく健康診断結果を事前に提出すること。 振動、騒音の抑制に努めること。</p>
安 全 対 策 関 係	<p>地下ピット作業であるので、酸素濃度測定及び換気を十分に行い作業員の安全を確保すること。 工事車両の駐車・資材運搬・作業時は、一般通行車両の妨げにならないよう注意すること。歩行者についても十分注意すること。</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>なし。</p>
仮 設 関 係	<p>必要に応じて、足場等、転落防止等を確保すること。</p>
産 業 廃 棄 物 関 係	<p>撤去品は、全て発注者に受渡しとする。</p>
機 器 製 作 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 機器製作に時間を要す場合は、履行報告書に製作時の写真を添付すること。</p>
機 械 工 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 機器取付時、周囲、作業員の安全を確認してから作業を行うこと。</p>
電 気 工 事 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 配線替えの際ケーブルの損傷に気を付けること。</p>
試 験 工 関 係	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 試運転確認及び配管の漏れ、異音等問題無いことを確実に確認すること。</p>
下 請 契 約 対 象 の 限 定	<p>社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを原則として禁止する。 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)> 【お知らせ】 県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》</p>

工 事
番 号

R
8
|

冊 数

工 事
件 名

鈴子沢浄水場流入電動弁更新工事

業 者 名

現場代理人の兼務に関する取扱い

(工事名：鈴子沢浄水場流入電動弁更新工事)

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記で定めているが、常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

1 対象工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。
 - ア 設計額(税込)が4,500万円(建築一式の場合9,000万円)未満の工事であること。
 - イ 工事場所が宮古市内であること(県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能)。
 - ウ 特記仕様書等によりそれぞれの発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 兼務の解除

受注者は1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。

5 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- ① 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- ② 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

6 施行時期

令和7年2月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札契約手続中の工事であっても、1の基準を満たし発注者が兼務を認めた（工事打合簿等書面によること）工事については適用できるものとする。

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

(工事名：鈴子沢浄水場流入電動弁更新工事)

1 建設業法改正等に伴う主任技術者及び監理技術者の専任の合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。

令和2年10月に施行された建設業法施行令において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者が複数現場を兼務できるよう専任義務が緩和されている。

さらに、令和6年12月に施行された建設業法施行令において、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、同一の主任技術者又は監理技術者の2現場の兼務が可能となったほか、営業所ごとに専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう専任の合理化が図られた。

これらを踏まえて、市営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いを定める。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合(専任特例1号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) それぞれの工事に連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届(様式第1号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書(以下、「人員配置計画書」)を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合(専任特例2号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 設計額(税込)が1億5千万円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない)。
- 6) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 7) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 8) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届(様式第2号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監

理技術者を兼務できるものとする。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
- 2) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 3) 営業所と工事場所が宮古市内であること。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) 連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届(様式第3号)に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員配置計画書を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

令和7年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、上記要件を満たし発注者が兼務を認めた(工事打合簿等書面によること)工事については適用できるものとする。